

令和3年度 情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度と個人情報保護制度は、開かれた市政を推進するために必要な制度です。

情報公開制度は、市が持つ情報を開示請求する権利を定めています。

個人情報保護制度は、市が持つ個人情報(特定個人情報を含む)について、開示・訂正などの請求権を明らかにし、自分の情報を自分でコントロールする権利を保障しています。なお、特

定個人情報とは、マイナンバーを含む個人情報のことです。☆詳しくは、法務担当へ。

情報公開制度

開示の請求

市にある公文書をどなたでも開示請求できます。3年度の請求の状況は、表1のとおりです。

行政資料コーナー

情報公開の一環として、市役所2階行政資料コーナーでは、市の刊行物、議会の会議録など

をご覧ください。

個人情報保護制度

開示・訂正・削除・中止の請求

市が持っている自分の個人情報の開示請求ができます。また、実施機関が条例で定める制限を越えて自分の個人情報を利用・提供する、または、そのおそれがあると認められる場合に、個人情報の訂正・削除の請求、及び、目的外利用(保有目的以外での利用)・外部提供(市以外への提供)の中止の請求ができます。3年度の請求の状況は、表2のとおりです。なお、訂正・削除・中止の請求はありませんでした。

市が持っている個人情報の目的外利用や外部提供は、プライバシー保護の観点から原則として禁止されています。ただし、本人の同意がある場合や事前に情報公開・個人情報保護運営審議会の同意を得た場合などは、例外的に認められます。運用状況は、表3のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会

開示などの請求に対する市の決定に不服がある場合、審査請求や取消訴訟の提起ができます。審査請求があった場合、原則として情報公開・個人情報保護として情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を受けて、請求に対する裁決を行います。3年度は表2のとおり、個人情報の不開示決定に対する審査請求が1件ありました。

情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護運営審議会を設置しています。3年度の開催はありませんでした。過去の諮問及び答申の内容は、市役所法務担当及び市ホームページでご覧いただけます。

表1 情報公開制度における請求の状況 (単位: 件)

実施機関		開示 請求	決定内容			
			開示	一部 開示	不開示	公文書 不存在
市 長	広 報 課	1				
	企 画 政 策 課	1	1			
	法 務 担 当	2	1	1		
	防 災 課	2	2			
	市 民 課	5		4		1
	課 税 課	4	2	2		2
	生 活 福 祉 課	1	1			
	健 康 課	1		1		
	感染症対策担当	1				1
	介 護 福 祉 課	1	1			
	子ども子育て支援課	1	1			
	環 境 課	4	1	3		
	管 理 課	4	4			1
	交 通 対 策 課	6	3	2		
	建 設 課	3	3			
教 育 委 員 会	下 水 道 課	4	4			1
	地 域 開 発 課	4	4			
	区 画 整 理 課	1	1			
	水道部業務課	52	29	23		
	庶 務 課	13	13			
	学 校 給 食 課	1				
	社 会 教 育 課	1	1			
選挙管理委員会事務局	ス ポ ー ツ 振 興 課	1	1			
	市民図書館管理課	4	3		1	
合 計		119	76	37	1	6

※一部開示とは、個人情報などの記載があるためその部分を除いて開示したこと、不開示とは、事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報のため不開示になったこと、公文書不存在とは、その情報を実施機関が持っていないため開示の請求を拒否したことを示します。

※市長(課税課、管理課、下水道課)は、1件の請求に対して複数の決定をしています。

※市長(広報課、交通対策課)及び教育委員会(学校給食課)への開示請求のうち3件は取り下げとなりました。

表2 個人情報保護制度における請求の状況(単位: 件)

実施機関		開示 請求	決定内容			審査 請求
			開示	一部開示	不開示	
市 長	広 報 課	2	1		1	
	市 民 課	6	1	2	3	
	課 税 課	6	5	1		
	生 活 福 祉 課	1		1		
	障 害 福 祉 課	6(1)	5(1)		1	
	健 康 課	2	1	1		
	介 護 福 祉 課	10	10			
	保 険 年 金 課	1	1			
教育委員会	市民会館・公民館	1			1	1
合 計		35(1)	24(1)	5	6	1

※一部開示とは、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるためその部分を除いて開示したこと、不開示とは、その情報を実施機関が持っていないため不開示となったことを示します。

※()内は、内数で特定個人情報の開示請求の件数です。

表3 個人情報の目的外利用・外部提供の状況(単位: 件)

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	40	32	72
教育委員会		3	3
選挙管理委員会		2	2
監査委員会			
農業委員会			
固定資産評価審査委員会			
議			
合計	40	37	77